

千葉県福祉サービス第三者評価の評価票
(保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所在地	〒298-0026 千葉県茂原市茂原480
評価実施期間	平成23年9月16日～平成24年 2月27日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	アスク川間保育園 アスク かわまほいく		
所在地	〒270-0235 千葉県野田市尾崎853-1		
交通手段	東武野田線 川間駅北口徒歩5分		
電 話	04-7127-1515	FAX	04-7127-1519
ホームページ	http://www.nihonhoiku.co.jp/facilities/hoikuen/kawama/		
経営法人	(株)日本保育サービス		
開設年月日	平成23年4月1日		
指定年月日			
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県野田市								
定員 と 実数	年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	実数は 12月末現在
	定員	6	10	10	11	11	12	60	
	実数	9	15	15	16	11	3	69	
敷地面積	m ²			保育面積			m ²		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	健康管理マニュアルにより管理								
食事	「昼食給食」 「延長保育補食・夕食」を提供								
利用時間	月曜日～金曜日 7時～20時								
休 日	日曜日、祭日、年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	世代間交流事業								
保護者会活動	保護者会はありません。								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	13	10	23	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	18	(3園巡回)	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
			3	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市役所に申し込みをします。 ＜お問い合わせ＞ 野田市児童家庭部保育化保育係 電話 04-7125-1111 (内線：2175・2149)		
申請窓口開設時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 8時30分～17時15分		
申請時注意事項	保護者が仕事や病気などの事情で昼間子どもの保育ができない場合で、かつ同居の親族やその他の者が保育できない場合、保育園で乳幼児を保育します。ただし、日曜日・祝日・年末年始は休園となります。		
サービス決定までの時間	原則的に毎月1日付の入園となり、受付は入園希望日の前日10日までです。		
入園相談	野田市役所・当保育園で随時お受けしております。		
利用料金	保育料は所得税や市民税などの額と児童年齢で異なります。午後6時以降の保育は別途料金がかかります。具体的には野田市役所へお問い合わせください。また、保育料以外に保育園で集金させていただくものがあります。		
食事料金	3歳児以上のお子様は、主食代として毎月400円をいただきます。		
苦情対応	窓口設置	<ul style="list-style-type: none"> ・アスク川間保育園 受付；主任保育士 解決責任者；保育園長 ・野田市児童家庭部保育課 ・(株)日本保育サービス事業本部 	
	第三者委員の設置	坂本 滋子・喜多知恵子	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>●運営理念●</p> <p>1.安全&安心を第一に 室内設備はもちろん、健康管理や衛生管理などハード・ソフト両面にわたり万全の安全対策を講じます。</p> <p>2.お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を 保育園は幼稚園などとは異なり、お子様が1日の大半を過ごす場所です。お子様が1日楽しく過ごせるような様々な保育プログラムを用意し、卒園後も心に残る思い出がたくさんつくれるような保育を目指します。</p> <p>3.利用者（お子様・保護者ともに）のニーズにあった質の高いサービスを提供 育児と仕事の両立を図る保護者の為の延長・休日保育に加え、買い物や通院、育児リフレッシュなどの様々な保護者のニーズに応える為の一時預かりまで、子育て中の保護者をサポートする多様なサービスを提供します。</p>
<p>特 徴</p>	<p>東武野田線川間駅北口より徒歩5分のスーパー2階に開園しました。通勤にも買い物にも便利な環境です。少子化・核家族により、希望に応じて延長保育を展開しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>●延長保育実施 基本保育時間：7時 ～ 18時 延長保育時間：18時 ～ 20時</p> <p>●補食・夕食のサービスの提供 18時～19時（補食提供） 19時～20時（夕食提供）</p> <p>●オリジナルプログラムの提供 英語・リトミック・体操・小学館幼児教室</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 5か年長期計画目標「保育の質、スキル向上」の取り組みが迅速に行われています。
<ul style="list-style-type: none">・ 職員の資質向上を目的とした研修制度は、階層別(新卒、中途採用、主任、園長)になっており、社内、社外において年間を通し実施されています。常勤、非常勤職員の全員に受講の機会が与えられ積極的に参加されています。・ 新しい園のため若い職員が多く保育にかかわる基礎的な研修(SIDS,運営理念・園目標等)が園内で行われています。・ さらに、外部研修で受講した「保育士の自己点検・自己評価のチェックリスト」を取り入れ、園独自に年2回全職員が実施し、評価、振り返りが行われ保育の質の向上につながっています。
2. 保護者と園とのコミュニケーション・信頼関係づくりが積極的に行われています。
<ul style="list-style-type: none">・ コミュニケーションの場は多様で、運営委員会、個人面談、クラス懇談会、保育参観、保護者の保育士体験、おしゃべりティータイム等があります。・ 保護者の都合に合わせた日程が配慮され、行事終了後アンケートを実施し、出された意見・要望が把握され改善へつなげられています
3. 身近な素材を利用した遊びの環境作りがされています。
<ul style="list-style-type: none">・ 新設保育園として設備、用具、玩具、絵本などが整備され、さらに、身近な素材の牛乳空きパック、段ボールなどを利用したおもちゃや衝立などを園児と職員が協同で手作りし、温もりのある遊びの環境作りがされています。・ 毎月の誕生会や季節的行事(七夕祭り、ハロウィン、クリスマス会など)の飾付も園児と職員が一緒に作り、飾り付けを楽しんでいます。
4. 豊かで安全な給食やクッキング保育などで食育が積極的に進められています。
<ul style="list-style-type: none">・ 沢山の食材を使った、手づくりでおいしい給食が提供され、アレルギー食、長時間保育には補食、夕食など子どもの生活や個性が配慮された対応がされています。・ 給食に使う食材は運営本部、丸ごと1食は野田市において、放射線検査が実施され、食の安全・安心が確保されています。・ 食を育む食育計画を作成し、毎月クッキング保育を行い、食材に触れ、月見だんご、ほうとう風うどん、クリスマスケーキづくりなど季節感のあるメニューで楽しみながら食の体験活動が行われています。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 総合的な運動遊びの計画的な取り組みを期待します。
園の立地条件から戸外で体を動かして遊ぶことに制約があり、総合的な観点から室内・園庭・公園などを活用し、子どもの発達にそって体を動かして遊ぶ、効果的な運動遊びを計画的に行われることを期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

各項目ごとに適切なアドバイスをいただき、とても勉強になりました。今年度の反省を踏まえ、開かれた保育園・地域の子育て支援の場となるように、今後の課題として受け止め検討を重ねてまいります。また、園内研修を更に充実し、保育の質の向上を目指していきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4		
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3		
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3		
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
	21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。			5			
	22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。			4			
	23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。			5			
	24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。			6			
	25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。			3			
	26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3			
	子どもの健康支援			27 子ども健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3		
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
	5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5			
			30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
	事故対策		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
	6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
			33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1		
	計					128	1

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と
読み替えて下さい)

標準項目
 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本保育サービス(以下運営本部という)の保育園業務マニュアル(以下業務マニュアルという)に運営理念、保育理念、運営方針が明記されています。 ・ 理念・方針から使命や目指す方向、考え方を読み取ることができます。 ・ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。 		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営理念、園目標が玄関、各保育室に掲示され保護者や職員へ周知されています。 ・ 理念や運営方針については職員会議や昼礼で周知されています。 		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園のご案内(重要事項説明書)に運営理念が記載され、保護者全員に配布周知されています。 ・ 途中入園の利用者へも事前の説明会をもち、運営理念について周知されています。 ・ 毎月発行している「アスク川間園だより」にも運営理念、園目標を掲載し周知されています。 		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年から28年までの5ヵ年長期計画目標が職員の話し合いで作られ、内容は <ol style="list-style-type: none"> ①食を通して「生きる力、育てる力」の基礎を養う ②保育の質、スキルの向上 ③子どもの健康と安全 ④保護者支援(共にかかりあえ、育ちあえる関係づくり) ⑤地域との連携・子育て支援 となっています。 		

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5ヵ年計画目標をふまえ、平成23年度「アスク川間保育園事業計画書」が作成され、この計画にそって実施されています。 ・ 主な内容は、延長保育、地域や保護者への子育て支援、保護者との連携、苦情対応・解決の取り組み、安全・安心等となっています。 ・ 重要な課題や方針は職員会議や昼礼で話し合い決められています。 ・ 運営本部での園長会議の内容は職員会議、昼礼で報告され周知されています。 		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念、運営方針、園目標が実践へ活かされるよう保育課程へ反映がされています。 ・ 資質の向上の取り組みは、研修で学んだ例えば、「保育士の自己点検・自己評価のチェックリスト」を園長の判断で活用され成果をあげられています。 ・ 研修は、運営本部が扱う、社内、社外研修と野田市が行う研修など幅広く機会が与えられています。 ・ 職員が意欲と働き甲斐がもてる職場となるよう普段から園長による面談、助言が行われています。 ・ 業務マニュアルに「昇給・賞与査定」が明記され、評価は考課査定基準により公平に行われています。 		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルの「保育業務の基本」に組織および職員が守るべき法、社会的規範、倫理が明記され周知されています。また、法令遵守経営を推進するためコンプライアンス委員会が設置されています。 ・ プライバシー保護は、業務マニュアルに個人情報保護方針、具体的な対処方針等が明記され職員会議や昼礼で確認し周知されています。関係資料は事務室に保管され常時閲覧が出来るようになっています。 		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成方針は運営本部において作成されています。 ・ 業務マニュアルに職務分担が明記され、それに基づき職務分担が作成されています。 ・ 考課査定基準が周知され、自己による査定を年2回行い、園長が査定基準に基づき平等に評価し、最終評価はエリアマネージャーと園長により決定されています。結果については、一人ひとりに対し説明が行われています。 		

9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇や時間外労働の把握、チェックがされ運営本部へ毎月報告されています。 ・ 勤務体制は休暇の取得希望を20日前に把握しシフト調整が行われています。 ・ 人材や人員体制に関する事項は運営本部において取り組まれています。 ・ 福利厚生事業は複数の社外施設と契約し利用され、メンタルヘルスチェックも行われています。 ・ 育児休暇制度があり1名取得されています。 		
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルに研修制度が明記され、全職員(常勤、非常勤)が年2回個人別年間研修計画を作成し、参加しています。研修は階層別に資質向上を図るため、1年間を通したカリキュラムで行い人材育成が行われています。階層別は、新卒、中途採用、主任、園長となっています。 ・ 若い職員が多いため、園長が講師となり保育の基礎にかかわる園内研修でSDIS、運営理念、園目標などが積極的に実施されています。 		
11	<p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新園であり保育の計画作成に当たっては、保育所保育指針の再確認を行い、児童の権利条約等についても周知されています。 ・ 業務マニュアルに「園児への言葉がけ・対応」があり人格を否定する言葉、権利を否定する言葉、ジェンダー、注意すべき口調等が明記され、日常の保育に反映されています。 ・ 虐待対応マニュアルがあり虐待の疑いがある時は、情報を速やかに園長、主任に報告するよう職員へ周知されています。野田市児童家庭課、児童相談所、保健センターと連携する体制が整えられています。 		
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営本部の「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」が保育園玄関に掲示されています。 ・ 個人情報利用目的や記録の開示については、入園説明会で配布の「入園のご案内(重要事項説明書)」に記載されています。 ・ 職員等には会議や昼例時に話し合いが行われ、周知徹底がはかられています。 		

13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会(保護者の意見を聴取しサービスの向上をはかる場)が年2回開催され、欠席者には議事録が配布されています。 ・ 利用者満足度を把握する仕組みとしては、行事毎の保護者アンケートが実施されています。 ・ 保護者アンケートで出された意見・要望はまとめられ、職員による話し合いで改善策が検討され、園内企画書へ記録され、保育園運営へ反映されています。 ・ 個人面談やクラス懇談会などで保護者の意見・要望等が言いやすい雰囲気作りがされており、相談等の記録も面談シートに記録されています。 		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談、苦情、意見等の受付担当者と解決責任者が入園のご案内に記載され、園内にも掲示されるなど保護者への周知徹底がはかられています。 ・ 相談、苦情対応に関しては業務マニュアルの中に定められており、関係箇所と調整を取りながら誠実に対応され、対応記録は「クレーム受理表」に記録され、保護者に経過を説明し納得を得ています。 		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育課程・指導計画(年間・月・週)について、保育の実践・記録を振り返りながら評価・見直しを行ない、次の計画に反映し、改善に努められています。 ・ 自己評価の外部研修を受け、「保育士の自己点検・自己評価のためのチェックリスト」の園内研修を実施し、年2回、チェックリスト(保育の方法と内容・発達援助の基本・健康管理や食事・保育環境の107項目)を活用し、「保育を振り返って」シートを使用するなど、きめ細かな振り返りを行ない質の向上につなげられてれています。 ・ 今年度開園の保育園ですが、保育所第三者評価を受け年度末に公表予定です。 		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアル(保育業務の基本に登降園時・給食おやつ・散歩園外保育・発熱 時・異年齢保育などの対応16項目)、衛生、感染症、虐待対応、災害緊急時の対応及び消防訓練などのマニュアルが整備されています。 ・ 保育園独自の給食・授乳用ミルク・おむつ交換のマニュアルが作成されています。 ・ マニュアルにより業務の基本や手順を明確にし、必要に応じ確認したり、日常の保育に活用されています。 ・ 業務マニュアルの見直しは年度末に定期的、または年度途中においても随時行ない、職員会議で出された意見など園長会議で討議、改定・追加されています。また、園独自のマニュアルは随時職員会議で話し合い見直しされています。 		

17	<p>保育所利用に関する問合せや見学に対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営本部のホームページに各園の概要が掲載され、各園の問い合わせ先も公開されています。 ・ 園独自に「アスク川間保育園ご案内」のPRパンフレットを作成し、活用されています。 ・ 問い合わせや見学には、園長又は主任保育士が対応し、保護者ニーズに応じた説明がされ、訪問記録として残されています。 		
18	<p>保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園説明会で園独自で作成された「入園のご案内(重要事項説明書)」により理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルールが説明されています。 ・ 入園時児童家庭調査票にホームページへの子ども写真の掲載の可否について保護者に確認されています。 ・ 全体説明後に保護者と各クラス担当保育士との面談が実施され保護者の意向等が確認、記録されています。 		
19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育課程作成にあたり、保育所保育指針を各職員が読み、職員会議や昼礼での話し合いが持たれています。 ・ 保育課程は運営理念、運営方針、園目標を踏まえ発達過程など組み込まれ、園長の責任のもと作成されています。 ・ 運営本部独自の子ども達が“楽しむ心・学ぶ楽しさ”を育む「保育プログラム」も組み込み、豊かな体験ができるように配慮されています。 		
20	<p>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した年間・月間・週案などの長期的・短期的な指導計画が作成されています。 ・ 3歳未満児については個別指導計画が作成されています。また、配慮が必要な子どもに対しては、全職員で共通理解のもと保護者対応が適切に行なわれ記録されています。 ・ 発達過程を踏まえ、生活や季節の変化などを考慮し、指導計画の実践を振り返り、見直し改善につとめられています。 ・ 指導計画において、具体的なねらいや内容を位置付け、ねらいを達成するための適切な環境構成を期待します。 		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達段階に即した玩具が整備され、牛乳パックを活用したままごとの椅子やテーブル、段ボールを使ったパーテーションなど手づくり玩具を加え、温もりのある遊びの環境が用意されています。 ・ 手づくり玩具は保育者のアイデアと工夫で、子どもと一緒に作るなど考慮されています。 ・ 子どもが玩具を自由に取り出したり、他のクラスの玩具を使うなど好きな遊びをし、自発性が発揮できる環境がつくられています。 ・ 登園後や午後のおやつ後など異年齢で過ごし、自由に遊ぶ時間が設けられています。 		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件からプランターを利用するなど、子どもたちが花を植えたり、種をまき、イチゴ、トマト、さやえんどうなど四季の野菜を育てています。 ・ 野菜などの成長が日々子どもの目に触れ、収穫し自然物に接する工夫がされています。 ・ 異年齢で公園などに散歩に出かけ、体を思いきり動かして遊んだり、出会った地域の方々へ積極的に挨拶し、触れ合いを大切にするように努められています。 ・ 親子遠足や4～5歳児のお別れ遠足では公共の交通機関や施設を利用するなど社会体験が得られるような機会が設けられています。 ・ お泊まり保育は園に友達や保育者と泊まり、カレーを作ったり、家族から離れて生活をするなどの体験を通して、自立、自信につながる支援が行われています。 ・ 立地条件からの制限があり、運動遊びを総合的に捉え、室内・園庭・公園などの場を活用し、体を使った遊びの計画的な取組みを期待します。 		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活や遊びの中で「貸して」「ありがとう」「ごめんね」などの言葉が自然に出るように保育士の援助がされています。また、喧嘩やトラブルの発生時も子ども同士の解決を見守り、必要に応じ仲立ちや対応がされています。 ・ 園が2階にあり、園庭へ行く場合は必ず階段を利用しており、昇降の際の順番を守ることの大切さや散歩や戸外活動における交通安全等のルールが身につく援助が繰り返し行われています。 ・ 2～5歳児は食事での当番活動など発達段階を考慮した役割・責任が果たせるような取組みがされています。また、5歳児は運動会や生活発表会などの行事で最初の言葉やナレーションなどのリーダー的な役割を担っています。 ・ 異年齢保育として2～5歳児と一緒に食事や散歩をしたり、野菜づくりをするなど異年齢での活動が計画的に行われています。 		

24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害などに関する研修(社内・社外)への参加や情報収集、特性や対応策などを学び職員で共有化がはかられ、日々の援助に活かされています。 ・ 配慮の必要な子どもについては、運営本部の臨床心理アドバイザーの観察、助言、指導をうけ、保護者と全職員が共通理解のもと対応し、巡回記録シートに記録されています。 ・ 子ども同士の関わりはお互いを助け合い、子どもなりに配慮できるように働きかけがされています。 ・ 保護者への情報提供として障害に関する情報や相談機関などのポスターの掲示、チラシの配布が行なわれています。 		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間保育の引き継ぎは、各クラスの担任から子ども1人ひとりの一日の状況を記録した「1日の記録」をもとに遅番職員に引き継がれています。子どもの生活リズム・体調には十分配慮し、職員・保護者間の連絡を密にしながらかえ忘れないように努められています。 ・ 長時間保育は職員のシフト制により行なわれ、1日の保育の中で一貫性のある保育が行なわれています。 ・ 午後6時以降は補食、7時以降は夕食が提供され、長時間保育を受ける子どもの健康や情緒の安定などに配慮されています。 ・ コーナー遊びを設けたり、疲れたらごろごろできるフロアマットを利用したスペースなど、子どもがゆったり過ごせるような配慮がされています。 		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な保護者との情報交換は送迎時の対話や保育内容など子どもの様子を伝える連絡帳(3歳未満児)・連絡ノート(3歳以上児)などで情報の共有化が図られています。 ・ 保育参観(親子遠足を含め年4回)、クラス懇談会(年1回)、運営委員会(年2回)、個人面談(年2回)保護者による保育士体験(年2回)、お迎え時間に園長とおしゃべりタイム(月1回)など、多様な機会が設けられ、記録されています。 ・ 面談室が設けられ、保護者からの相談に応じ、個人情報や相談者に配慮した体制がとられています ・ 就学に向けて幼・保・小連絡会(年2回)に参加し、情報の共有化や職員同士の交流が図られています。 ・ 子どもの育ちを支える「保育所児童保育要録」作成のための研修を担当者は受講し、年度末、小学校へ送付の予定です 		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間保健指導計画が作成されており、運営理念に基づく年間目標(今年度は「園児が心身ともに健康に成長できる」)を設定され、3ヶ月毎に評価反省がされています。 ・ 発育測定を毎月、健康診断として内科健診は年2回、歯科健診は年1回行われ、診断結果は保護者に書面で伝えられ、児童健康調査票に記録し管理されています。 		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育中体調の優れない子どもや怪我については、必要に応じて保護者に連絡し、様子を伝え、状況によっては嘱託医やかかりつけ医に指示をあおぎ受診するなどの対応が的確にされています。 ・ 感染症が発生した場合には、直ちに掲示板、配布物で保護者に知らせ、全職員にも周知されています。また、嘱託医、野田市役所保育課、運営本部担当者、保健所などに報告し、その指示により感染拡大防止策が的確に実施されています。 ・ 救急箱は各クラス、事務所に常備し、全職員が使用できるようになっています。また、園児への投薬については、原則受け付けていないが、医師の指示書、診断書があれば保護者の申し出により対応されています。 		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間食育計画は食と子どもの発達の観点から食育の5項目を踏まえ作成され、保育の計画に位置付けられています。定期的に評価し改善が図られています。 ・ 保護者に食事に関するアンケートを実施し、家庭での食事の状況や意見を把握し、園での食育に反映されています。 ・ 毎月のクッキング保育(2歳以上児クラスから)は栄養士の指導により、食材に触れるはてなボックス、手を洗う、野菜を切るなどやレタスサラダ、おにぎり、カレーライス、月見団子、ほうとう風うどん、Xmasケーキなど季節感のあるメニューがつけられ、食を育む体験活動が行なわれています。 ・ 調理員等が各クラスの子どもの喫食の様子をみたり、会話するなどする中で、調理する人との関わりや感謝の気持ちが育つような配慮がされています。 ・ お楽しみ献立もあり、個人差や体調を考慮し無理強いせず食事を楽しく食べられるような配慮がされています。 ・ 食物アレルギー児に対しては、保護者・担任・栄養士の話し合いを行ない、医師の指示書のもと除去・代替食を提供し、アレルギー進行表に記録されています。誤食防止のためアレルギー食は色違いのトレーの使用、配膳職員の色違いのエプロンや三角巾の使用などの対策が取られています。 		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件上窓のない保育室もあり、個々の保育室の状況により通風、換気、採光等が工夫され、保育環境は適切に管理されています。 ・ トイレや保育室の一部などの壁材として抗菌消臭効果のあるエコタイルを使用するなどの設備面からも衛生環境の配慮がされています。 ・ うがい、手洗いは徹底されており、保育室等の清掃も確実に実施され清潔な環境が確保されています。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の対応については、業務マニュアルに整備されており職員全員に徹底されています。 ・ 運営本部に安全委員会が設置され、他園委員による安全チェック(157項目)が2ヶ月に1回実施されています。指摘事項があれば、できるものは直ぐに対応するように配慮されています。また、事故発生原因分析や再発防止対策なども月1回検討され、他園事例も水平展開されています。 ・ 設備や遊具等は定期的に自主検査チェック表により点検されて安全な保育環境が確保されています。 ・ 園の出入口はスーパーマーケットの売り場内という特殊な環境にあり、出入口はセコムシステムで管理されています。 ・ 第三者の出入りがある環境であり、登降園の時間帯に例えばガードマンの配置など検討されることを期待します。 		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害発生時の対応は、園独自で「震災発生時における予防と対応」としてまとめられたマニュアルがあり、職員に周知徹底されており、役割分担は園内に掲示されています。 ・ 毎月テーマ、時間を変えて消防・避難訓練が実施されています。年に1回は消防署職員(消防士・救急隊員)が来園し消火器の使い方、避難、誘導の仕方などの指導を受けています。 ・ 9月1日(防災の日)には、全職員、全園児が広域避難場所まで行き、避難経路、所要時間の確認を行っています。 ・ 緊急時園専用携帯電話に保護者へ向けての災害情報メッセージを登録するシステムを導入しており、災害が起った場合は活用できるようになっています。 ・ 緊急避難口が玄関と通用口の2箇所があり、避難する場合の経路と使用避難口が職員全員に一目で分かるような表示を工夫されることが望まれます。 		

33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 □ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散歩などで出会った地域の方達に野田市の子育て支援情報のパンフレットを配るなど、子育て情報の提供に努められています。 ・ 民生委員をクリスマス会に招いて交流したり、コマなどの伝承遊びで一緒に遊ぶなど子どもと地域の人々との交流を広げる取り組みがされています。 ・ 地域への子育て支援として、例えば親子で来園してもらい在園児と一緒に遊ぶなどの地域交流の取り組みが期待されます。 		